

豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について

1. 概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正を行うものです。

2. 基本的な考え方

今回の国省令の改正内容について、子どもの安全確保等の観点から市内の実情をふまえ検討した結果、国省令の改正内容に特段の支障がなく、変更や新たな設定、独自基準は不要と判断しました。

つきましては、国省令の改正内容どおり、市条例で必要な改正を行うこととしました。

3. 改正概要

改正概要	市条例	国省令
教育及び保育の内容		
認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第16条の2 第1項	第五 五 八
管理運営等		
認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。	第22条の2 第1項	第八 六
認定こども園は、通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(子どもの自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。	第22条の2 第2項	第八 七

改正概要	市条例	国省令
職員資格		
<p>第6条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	附則6	附則7
<p>附則第6項の規定により、第6条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者について看護師等をもって代える場合においては、看護師等の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>	附則7	附則8